

令和6年11月11日
財 務 部

唐津市入札参加有資格業者の指名停止措置について

東京海上日動火災保険(株)佐賀支店を指名停止としました。

1 指名停止対象業者

東京海上日動火災保険(株)佐賀支店
(佐賀市駅前中央1-6-25)
(本社:東京都千代田区大手町二丁目6番4号)
役務:その他(保険)

2 指名停止期間

11月12日から令和7年4月11日まで 5か月

3 指名停止理由

東京海上日動火災保険(株)は、東京都が発注する損害保険等の入札について、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年10月31日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたため。

4 指名停止措置の根拠

「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要綱」(以下「要綱」という。)別表第2第6項(独占禁止法違反行為)に該当する。

指名停止期間については、(短期)4か月以上(長期)12か月以内の範囲内で措置することとなり、「唐津市建設工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の措置基準」第4条第2項第3号(違反行為が2年以上続いていたとき)の加算条項に該当するため、短期4か月に1か月を加算し、5か月とする。

5 令和4年度～令和6年度発注実績

令和4年度 5件 137,230 円
令和5年度 6件 230,130 円
令和6年度 3件 136,050 円

(本件の問い合わせ先)

財務部 契約管理課

担当:島松

電話:直通72-9240 (内線1360)